

会議録

件名	令和7年度第1回鳴沢村地域公共交通会議 議事録
とき	令和7年8月5日(火) 13時30分～14時00分
ところ	鳴沢村保健センター2階
出席者	鳴沢村地域公共交通会議委員(17名) 事務局2名
欠席者	6名
事務局長 (兼 司会) 村長	<p>1. はじめのことば</p> <p>2. 委嘱状交付</p> <p>3. 村長あいさつ</p> <p>本日はお忙しいなか、第1回鳴沢村地域公共交通会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。 鳴沢村では、近年急速に高齢化が進行しており、移動手段の確保は喫緊の課題となっております。 これまで本村は、自家用車を中心とした交通体系に大きく依存してまいりましたが、高齢化の進展に伴い、運転が困難となる住民も増加し、日常の買い物や通院といった基本的な生活行動の維持が難しくなっております。安心して暮らせる地域社会を維持・発展させていくためには、持続可能で誰もが利用しやすい地域公共交通の整備が欠かせません。 本会議は、その第一歩として、地域の実情を正確に把握し、多様なご意見を反映しながら、鳴沢村にふさわしい地域公共交通を検討するための大変重要な機会であります。行政だけでなく、関係機関、地域住民の皆さまの連携のもとで、将来にわたって持続可能な交通体系のあり方をともに考え、具体的な施策として結実させてまいりたいと考えております。 本日はどうぞ忌憚のないご意見をお寄せいただき、有意義な議論となりますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。</p>
事務局	<p>4. 地域公共交通計画策定に至る経緯及び今後の実施内容について</p> <p>地域公共交通会議および法定協議会についての説明になります。 鳴沢村地域公共交通会議は二法協議会として設置し、交通会議と法定協議会のそれぞれの協議を実施していきます。 鳴沢村では、人口の3分の1が高齢者であり、グラフは令和3年が最後となっておりますが、令和7年6月1日時点の人口数3054人に対し、65歳以上の高齢者数は1080人。世帯数1369世帯に対し、65歳以上の高齢者世帯は769世帯、うち高齢者のひとり世帯は463世帯になります。 このように、高齢世帯の増加や高齢者の免許返納の増加等、今後の高齢者の移動支援の充実が求められる状況となっております。また、障害者についても、移動に関する支援を家族が担ってきた現状と家族の高齢に伴い、数年後も現在の支援ができるかという不安の声も上がっているようです。 さらに、全国的なドライバー不足などにより、将来的に公共交通網の更なる縮小や廃止も想定され、高齢者・障害者に限らず、地域全体の課題となることが懸念されることから、早急に地域公共交通計画を策定する必要があります。 ここで、高齢者・障害者に対し現在、村で行っている事業について福祉保健課からご説明いたします。</p>

福祉保健課

福祉保健課で現在行っている交通関係の事業について説明いたします。

まず、高齢者につきまして『鳴沢村高齢者外出支援事業』を実施しています。こちらは高齢者が村内を運行する路線バス又はタクシーを利用する場合に、バス等料金の一部を助成するものです。

バスの助成額は定期券を購入する費用の一部を助成するものとし、助成限度は17,760円を限度としています。

タクシーの助成額は利用1回につき初乗運賃額を助成し、年24回分までとしています。利用状況はバスが年間5名前後、タクシーが10名前後程度となっています。

次に障害者につきまして『鳴沢村福祉タクシー利用料金助成事業』を実施しています。

こちらは、障害を持つ方が通常の交通機関を利用することが困難なためにタクシーを利用する場合に、その初乗り運賃の額を助成しています。

こちら本年度利用1名、近年利用状況はほぼ無しです。

最後に、公共交通機関を利用することが困難な車椅子利用者等の医療機関への通院のための移送サービスとして『鳴沢村外出支援サービス事業』を実施しています。

これは車椅子を利用している者であって、単独で公共交通機関を利用することが困難である者、65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者又は75歳以上の高齢者世帯であって、単独で公共交通機関を利用することが困難な者について、病院までの送迎を行います。運転は富士五湖広域シルバー人材センターに登録した会員によるものとなっています。利用回数は、月に4回までで、利用料金は無料です。

こちらは年間5名程度に利用されています。

以上で福祉保健課からの説明を終わります。

事務局

鳴沢村には「別荘エリア」があります。

近年、移住する方が増加しており、国道139号沿いの村内だけでなく、別荘エリアの公共交通も課題となります。

このような状況から、目指す姿を

1. お年寄りが地域公共交通で買い物・通院できる
2. 子どもが地域公共交通で自由に通学できる
3. 自家用車がなくても地域公共交通で移動ができる
4. 地域公共交通をみんなで支える

とし、村民の暮らしを支える持続可能な地域公共交通の実現に向け、委員の皆様にご意見をいただきながら、鳴沢村地域公共交通計画の策定を行っていきたいと考えております。

令和7年度は、鳴沢村の公共交通の現状の把握、および公共交通や日常的な交通行動などのニーズ調査、分析等を行います。

令和8年度は、前年度の結果をもとに、地域公共交通計画の策定および鳴沢村にあった地域公共交通の検討を行う予定です。

「鳴沢村地域公共交通会議設置要綱」について

目的:鳴沢村地域公共交通会議は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法施行規則第4条第2項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

任期は令和7年度から令和8年度の2年となります。

交通会議に会長及び副会長、監事をおくこととなっております。

会長選出後、副会長と監事については、会長が指名することとなっております。

「鳴沢村地域公共交通会議事務局規定」について
この規定は、鳴沢村地域公共交通会議設置要綱第13条の規定に基づき、鳴沢村地域公共交通会議の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。
事務局に事務局長、その他必要な職員をおくこととなっており、事務局長に鳴沢村企画課長 事務局員に鳴沢村企画課の職員となります。

「鳴沢村地域公共交通会議財務規定」について
この規定は、鳴沢村地域公共交通会議設置要綱第15条の規定に基づき、鳴沢村地域公共交通会議の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

「鳴沢村地域公共交通会議運賃協議部会設置規程」について
この規則は、道路運送法第9条第4項の規定に基づき運賃等の協議を行うため、鳴沢村地域公共交通会議の部会として、運賃協議部会を鳴沢村地域公共交通会議設置要綱第12条の規定に基づき設置し、必要な事項を定める。
組織は
・協議運賃を定めようとする旅客自動車運送事業者
・住民の意見を代表する者
・村職員
・関東運輸局山梨運輸支局長又はその指名するもの
のうちから交通会議の会長が指名するとなっております。

事務局長

次に、鳴沢村地域公共交通会議の会長、副会長、幹事の選出について審議をお願いしたいと思います。
配付資料の11ページをご覧ください。
先ほど説明しました、地域公共交通会議設置要綱です。
次の12ページをご覧ください。
第6条にて、交通会議に会長、副会長報告。
第2項、会長は形式を有するものをもって充てるとしています。
ここで委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

委員

山梨大学の武藤教授がよろしいのではないかと

事務局長

ただいま山梨大学の武藤教授がよろしいのではないかとのご意見をいただきました。
皆さんどうでしょうか。

各委員

異議なし

事務局長

ありがとうございます。
それでは、後藤教授に会長に就任していただくことと決定させていただきます。
それでは武藤教授は、会長席にお移りください。

事務局長

それでは、ただいまから議事に移りますが、要望により、会長が議長となることとなっておりますので、会長よろしく願いいたします。

会長

ただいま会長にご指名いただきました山梨大学の武藤と申します。
(就任あいさつ)

会長

それでは、まず議事に先立ちまして、本日の委員の過半数の出席がありますので、会議は成立いたします。

次に、要綱の規定に基づき、副会長、監事の指名を行います。副会長に渡辺英

事務局	<p>博鳴沢村総務課長、監事に渡辺次男鳴沢村第一区長、小林三郎鳴沢村第二区長を指名します。 よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。 議事(1)、令和7年度鳴沢村地域公共交通会議予算案について事務局の説明をお願いします。</p> <p>令和7年度鳴沢村地域公共交通会議予算案について 歳入、負担金 6,000,000円、補助金 0円、繰越金0円、雑入0円、歳入合計 6,000,000円 歳出、運営費のうち会議費270,000円報酬等、事務費40,000円交通会議印鑑作成・振込手数料・郵送料等、事業費5,670,000円交通計画等策定 調査業務委託費、予備費20,000円、歳出合計6,000,000円 以上です。</p>
会長	<p>以上の説明について、質疑はありますか。</p> <p>それでは、議事(1)について採決したいと思います。議事(1)について、原案のとおり決定することに異議ありませんでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>異議なしと認めます。よって、議事(1)については原案のとおり決定されました。</p>
事務局	<p>次に、議事(2)、鳴沢村地域公共交通計画策定支援委託公募型プロポーザルについて事務局の説明をお願いします。</p> <p>鳴沢村地域公共交通計画等策定支援業務委託公募型プロポーザルについてご説明します。 地域公共交通計画の策定については、本会議が主体となり進めていきますが、各種調査や集計及び分析、上位計画との整理など、専門的な知識や経験を要する業務であるため、公募型プロポーザルにより、委託業者を選定し、業務委託により実施することとします。 目的、業務内容、参加資格、実施スケジュール等、委託業者決定までの詳細となっておりますので、時間があるときに一読いただければと思います。 プレゼンテーション審査については、9月16日(火)に実施します。 (4)審査の部分で、評価基準に基づき、プロポーザル審査委員が審査を行うとなっておりますが、審査委員は、地域公共交通会議会長、ほか、鳴沢村関係課の課長が審査委員となります。(総務課、企画課、福祉保健課、振興課)</p>
会長	<p>以上の説明について、質疑はありますか。</p> <p>それでは、議事(2)について採決したいと思います。議事(2)について、原案のとおり決定することに異議ありませんでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>異議なしと認めます。よって、議事(2)については原案のとおり決定されました。</p>
事務局	<p>次に、議事(3)、鳴沢村地域公共交通計画の策定スケジュールについて事務局の説明をお願いします。</p> <p>鳴沢村地域公共交通会議の策定スケジュールについて</p>

<p>事務局</p>	<p>令和7年度、8年度の大まかな流れとなります。 会議については、本日8月5日に第1回を行わせていただいております。 今後は、プロポーザルでの業務委託者決定をさせていただき、調査等を行ったのちに、12月頃、第2回会議を開催させていただく予定です。 調査等の関係で、会議開催月が前後することもあるかと思いますので、ご承知おきください。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>以上の説明について、質疑はありますでしょうか。 それでは、議事(3)について採決したいと思えます。議事(3)について、原案のとおり決定することに異議ありませんでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、議事(3)については原案のとおり決定されました。 以上で予定されていた議事は終了しましたが、この際委員の皆様から何かご意見等ございますでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは以上をもちまして議事を終了しますので、進行を事務局にお返しします。 ありがとうございました。 最後に、その他として議事以外に何かございますでしょうか。 それでは、以上をもちまして、第1回鳴沢村地域公共交通会議を閉会させていただきます。 お疲れさまでした。</p>